

広報

みさと

号外

第1報 令和7年8月15日発行

令和7年8月豪雨に関するお知らせ

令和7年8月9日からの3連休中、南からの暖かく湿った空気の影響で前線が活発化し、九州全体で災害級の大雨となりました。町内では11日未明に1時間で約110ミリの猛烈な雨を観測し、「記録的短時間大雨情報」が発表。土砂崩れや浸水、停電が各地で発生し、予断を許さない状況が続いています。町では11日に災害対策本部を設置し、被害確認と救済対応を進めています。緊急のお知らせがありますので、ご確認・ご周知ください。最新情報は町ホームページやライブビジョンで随時発信しています。

町内の被害状況(8月14日現在)

◆人的・家屋被害

【人的】負傷2名 【家屋】取りまとめ・調査中

▶詳しい状況は、町ホームページをご確認ください



◆道路被害(通行できない主な道)

- ・国道218号(万坂先)
 - ・国道445号(安部)
 - ・県道甲佐小川線(瀬戸山)
 - ・県道清和砥用線(洞岳)
- ※町道については町ホームページにも掲載しています。

問合せ先 砥用庁舎 建設課 ☎ 47-1113

災害ゴミの搬入について

現在、災害ごみの仮置場の設置準備を進めております。

◆受入れ開始時期

8月18日～22日の週を予定しております。

※決定したら防災無線等でご連絡します。

※仮置場設置前のごみの搬入は絶対にしないでください。

◆持ち込み可能物

可燃粗大ごみ(プラスチック家具等)、リサイクル家電、木くず(流木等)、瓦、ブロック、畳、電池など
※必ず分別して持ち込んでください。(リチウム電池およびリチウム電池使用製品は発火の恐れもあるため、特に注意してください)

※冷蔵庫・冷凍庫は中身を空にして搬入してください。

◆受付時間

午前9時～午後4時まで

◆持ち込み場所

農山村広場(美里町坂貫759番地)

宇城クリーンセンターへの搬入(平日午前8時30分～正午、午後1時～午後4時)も可能です。その際は、減免申請をされると、手数料免除(9月30日まで)となりますので、事前に中央庁舎住民生活課へ(平日午前8時30分～午後5時15分※8月16日、17日、23日、24日のみ午前8時30分～午後3時で受付)申請をお願いします。

※8月16日、17日、23日、24日は特別開場(搬入時間通常と同じ)となり、可燃物にかぎり搬入可能です。

問合せ先 中央庁舎 住民生活課 ☎ 46-2116

ライフラインの状況

◆水道

町営水道はほぼ全域で断水は解消されましたが、旧砥用東部地区の各配水池の水位低下により、水道水の使用量が増えると、再び断水する地域が出てくる可能性があります。

ご迷惑おかけしますが、皆様のより一層の節水をお願いします。

問合せ先 中央庁舎 上下水道課 ☎ 46-2117

その他の災害関連情報

◆罹災証明・罹災届出証明

地震や台風などの自然災害で家屋等に被害を受けた場合、公的支援の申請や保険請求に必要なものとなる証明書として、町では以下のいずれかを発行します。

・罹災証明

地震、風水害などにより被災した方に対し、家屋の被害の程度を証明するものです。被災者からの申請により、被害状況の調査を行った上で発行します。

町の職員による「家屋被害認定調査」を行い、全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・準半壊に至らない(一部損壊)の区分で被害程度を判定します。

・罹災届出証明

自然災害による物件などの被害について、写真などで確認し、被害者から「罹災の届出」があったことを証明するもので、被害状況の調査は行わず、被害程度の認定についても判定しませんので、即時発行することができます。

【申請時に必要なもの】

・被害状況が分かる写真

※罹災届出証明については必須です。

※罹災証明については、必須ではありませんが被害認定の参考としたり、罹災証明以外にも活用できる場合がありますので、撮影しておくことをお勧めいたします。

※両申請書は役場に備え付けてあります。

【申請方法】

○窓口にて直接申請(罹災証明、罹災届出証明)

○電話により申請(罹災証明のみ)

【申請受付窓口】

○中央庁舎 総務課(罹災証明、罹災届出証明) ☎ 46-2111

○砥用庁舎 美しい里創生課(罹災証明のみ) ☎ 47-1111

※受付時間は、平日の午前8時30分～午後5時15分までとなります。

◆防犯対策

○避難者宅を狙った空き巣に注意！！

○県内各地で不審車両の情報が報告されています

○災害に乗じた悪徳商法に注意してください

◆電気

町内全域で通電しています。(※九州電力送配電調べ)

※停電している地域がありましたら役場総務課までご連絡ください。

問合せ先 中央庁舎 総務課 ☎ 46-2111

◆道路及び河川等の土砂撤去について

道路及び河川(水路)に堆積した土砂及び倒木等撤去に要する費用について以下のとおり支援します。

対象経費 機械借上げに要する費用
(オペレーター含む)

提出先 中央地区) 中央庁舎 農業政策課
砥用地区) 砥用庁舎 建設課

提出書類 申請書、請求書、領収書
写真(着工前、作業中、竣工後)

問合せ先 中央庁舎 農業政策課 ☎ 46-2114
砥用庁舎 建設課 ☎ 47-1113

◆被災建物土砂等処理費補助金について

宅地敷地内に堆積した土砂及び倒木等撤去に要する費用について支援します。詳細は総務課までお問い合わせください。

対象経費 業者委託費、機械借上げ、人件費等

提出先 中央庁舎 総務課

提出書類 写真(着工前、作業中、竣工後)等

問合せ先 中央庁舎 総務課 ☎ 46-2111

◆災害ボランティアセンター開設

社会福祉協議会ではボランティア活動の受け入れや、土砂撤去等の協力依頼を受付けています。

問合せ先 社会福祉協議会 ☎ 090-6775-5046

今後の予定について

◆家屋被害認定調査について

8月19日(火)から町職員が家屋の家屋被害認定調査を実施します。

問合せ先 中央庁舎 税務課 ☎ 46-2112